

2018年2月23日

債権者各位

アルゼンチン共和国の和解提案
当事務所宛ご連絡について

アルゼンチン共和国の2018年2月22日付の和解提案につきまして、当事務所が受付窓口となっています。

和解提案を受け入れることを希望される債権者の方は、当事務所アルゼンチンデスクの電話番号（03-3222-1408）にお電話いただくか、FAX（03-3222-1405）又は電子メール（argentina_desk@kojimalaw.jp）をお送りいただく方法でご意向をお知らせください。

お電話では以下の事項をお聞きする予定です。また、FAXや電子メールには以下の事項をご記載ください。

【お聞きする事項】

- ・ 債権者の方の氏名（漢字及び読み仮名）
- ・ 電話番号
- ・ 住所（今後の手続きについて当事務所より書面をお送りする可能性があります）
- ・ 保有している債券の内容（第4回債から第7回債の別、現物債か登録債かの別、及び金額）

【電話受付時間】

月曜から金曜 午前9：30～午後5：30

債権者の方からのご連絡やお問い合わせに対しては担当の弁護士が応対させていただきます。多くの債権者の方からのご連絡が予想されますので、お電話に対してはサポートスタッフが一旦ご連絡先をお伺いして、改めて担当弁護士からお電話を差し上げることがあります。

なお、債権者の方からお寄せいただくことが予想されるご質問とそれに対するご回答については別紙（本書2頁目以降）をご覧ください。

小島国際法律事務所
アルゼンチンデスク
担当弁護士 光内・赤塚

(別紙)

ご質問及びご回答

以下では、アルゼンチン共和国を単に「アルゼンチン」と表記します。

【質問 1】

私はアルゼンチンが過去に実施したエクスチェンジオファーを応諾して新債券を受け取っているが、今回の和解提案に従って支払いを受けることができるか。

【回答 1】

過去のエクスチェンジオファーによって発行された新債券は今回の和解提案の対象ではありません。そのため、新債券をお持ちの債権者の方は和解提案に従って支払いを受けることはできません。また、エクスチェンジオファーをキャンセルすることもできません。

【質問 2】

私はアルゼンチンのサムライ債を保有しているが、債券の証券や債券に関する記録が直ちには見当たらない。アルゼンチンにおいて私の住所・氏名から私が保有している債券の情報を確認できるか。

【回答 2】

本件のサムライ債には現物債と登録債の 2 種類があります。現物債は債券の証券が発行されており、その証券の所持者が債権者となります。現物債の場合は手元に証券がないか、また、証券会社に預託されていないかをご確認ください。これに対し、登録債は証券が発行されず、銀行に債権者の情報が登録されます。登録債の場合は登録の際に銀行から受領した書面をご確認ください。現物債と登録債のいずれについても、アルゼンチンは債権者の情報を有していません。そのため、住所・氏名から債権者であることは確認できません。

【質問 3】

私の父がアルゼンチンのサムライ債を保有していたが、父は数年前に他界し、私が当該債券を相続した。私は今回の和解提案に従って支払いを受けることができるか。

【回答 3】

相続の対象となった債券であっても今回の和解提案に従って支払いを受けることができます。当該債券が登録債である場合、相続人が登録上の権利者となっていることをご確認ください（登録債については【回答 2】

をご参照ください。

【質問4】

私は今回の和解提案を受け入れる意向であるが、いつ支払いを受けられるのか。

【回答4】

アルゼンチンは、債権者集会を開催した後、又は各債権者と個別に和解契約を締結した後に和解金額を支払う予定です。債権者集会を開催するか、又は個別の和解契約を締結するかについては、今回の和解提案に対する債権者の方々の反応を見て、今後アルゼンチンが決定します。そのため、アルゼンチンが支払いを行う時期については、現時点では確定していません。債権者集会については【回答5】、個別の和解契約については【回答6】をご参照ください。

【質問5】

債権者集会とは何か。

【回答5】

債権者集会とは、債券の要項に従って債権者の全体の意思決定のために開催される集会です。本件において債権者集会が開催される場合、集会において各債権者は和解提案を受け入れるか否かの議決権を有します。債権者集会において今回の和解提案を可決するためには、定足数として債権額ベースで全債権者の半数が出席し、かつ、債権額ベースで出席債権者の3分の2の特別多数による賛成が必要となります。和解に関する決議が可決された場合、当該決議は全ての債権者を拘束します。なお、債権者集会は第4回から第7回の債券の回債毎に開催されます(例えば、第4回債であれば第4回債の債権者のみを母集団とする債権者集会が開催されます)。

【質問6】

個別の和解契約とは何か。

【回答6】

個別の和解契約とは、和解提案を受け入れる個々の債権者とアルゼンチンとの間で個別に締結される和解契約です。この場合、債権者はアルゼンチンが別途作成する和解契約書に署名押印する方法により和解契約を締結することになります。

【質問7】 今後の手続きはどうなるのか。

【回答7】

今後の手続きについては改めてアルゼンチンから公表される予定です。
具体的には、債権者集会を開催するか、個別の和解契約を締結するかをお知らせすることになると思います。なお、今回ご連絡先を当事務所にお知らせいただいた債権者の方には今後の手続きについて個別にご案内を差し上げる予定です。

【質問8】

現在係属中の訴訟はどういう状況なのか。今回の和解提案と訴訟はどういう関係にあるのか。

【回答8】

訴訟の状況につきましては回答いたしかねます。 和解提案を受け入れていただく場合、当該債権者の方の保有する債券に関しては訴訟を取り下げていただくこととなります。このための手続きについては、債権者集会を開催する場合と個別に和解契約を締結する場合で異なります。債権者集会を開催するか、又は個別に和解契約を締結するかが決まった段階でご案内する予定です。

【質問9】

今回電話やメールで和解提案を受け入れる旨を表明することで、和解が成立するのか。

【回答9】

債権者の方が当事務所に対して和解提案を受け入れる旨を表明するだけでは、和解は成立しません。 債権者集会において和解を承認する決議が可決された場合、又は個別に和解契約書を締結した場合に和解が成立します。

以上